

令和6年度 第1回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和6年（2024年）7月18日（木）13時30分～15時15分

2 場所 山崎浄化センター管理棟 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順）

堀江信之会長（公益社団法人日本下水道協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、岩村千恵子委員（鎌倉市管工事業協同組合）、風間しのぶ委員（東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻）、北原罔彦委員（市民公募委員）、小碓聡史委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、酒井航委員（日本下水道事業団事業統括部）、安井孝委員（東京地方税理士会鎌倉支部）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、杉浦都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、安富企画課長、進藤財政課担当係長、廣瀬下水道経営課課長補佐、白取下水道経営課担当係長、矢口下水道河川課担当係長、遠藤下水道河川課担当係長、木村浄化センター所長補佐、花田浄化センター担当係長、大八木浄化センター担当係長

(3) 事務局

根本下水道経営課担当係長、畠山下水道経営課主事、堀下水道経営課事務職員、指田下水道経営課事務職員

4 議題

(1) 会長・副会長の選任

(2) 諮問

(3) 鎌倉市公共下水道経営戦略の改定について

(4) 下水道使用料の改定について

5 会議の概要

議事に先立ち、森都市整備部長からの挨拶、委員委嘱式、委員及び幹事自己紹介を行い、続けて議事に入った。

（事務局） 本審議会の概略につきまして説明します。

本審議会は、鎌倉市下水道事業運営審議会条例に基づき設置している市長の附属機関です。

その所掌の内容は、同条例第3条の規定により、公共下水道使用料に関する事、下水道事業受益者負担金に関する事、その他、下水道事業の運営について、市長が必要と認めた事項について調査審議を行うこととなっております。簡単ですが、以上が本審議会の概略となります。

それでは、議事に入らせていただきます。

事務局から委員の出席状況について報告いたします。本日の委員の出席状況につきましては、9名中8名の御出席、うち2名のリモートでの御参加をいただいております、鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する定足数に達しておりますことを報告いたします。

続いて、本日の資料については、確定版の資料一式を机上に配付しております。また、次第に記載の参考資料についても、ファイルにまとめて机上に用意してございますので、適宜御覧ください。

続きまして、次第3「会長・副会長の選任について」を議題とさせていただきます。鎌倉市下水道事業運営審議会条例の規定により、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員からの発言なし)

(森 部長) 皆様からの発言がないようですので、事務局の方から、もし考えがありましたらお願いします。

(事務局) 事務局といたしましては、前期に続きまして堀江委員に会長をお務めいただくのが良いのではないかと考えております。
委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員から異議なしの声あり)

(事務局) ありがとうございます。堀江委員よろしいでしょうか。

(堀江委員了承)

(事務局) それでは堀江委員に会長に御就任いただき、ここからの進行を会長にお願いいたします。

恐れ入りますが、会長席へ移動していただき、一言御挨拶をいただきたいと思います。

(会長) ただいま会長選任いただきました、堀江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

家で紙の新聞をまだ取っているのですが、マンションの老朽化で管理契約とか色々変えていかなければいけない時代になったとありました。建物も古くなってくると、色々補修をしたり、さらに古くなれば建て替えるなければいけなくなります。

その後には、カラー刷りで「日本列島補修待ったなし」という記事がありました。インフラ全体、高度成長時代から先人の皆さんが頑張って整備を進めていただきましたが、古くなってくるとどうしてもそれを補

修していかなければなりません。補修が遅れるとどんどん傷みが激しくなり、早く全部替えなければいけなくなる、そのような時代になってきています。

鎌倉の下水道も同じような状況にあると思いますが、そのようなところに先日能登で大地震が発生し、水道が何か月も使えないということで、本当に皆さん大変御苦労されたのは新聞やテレビでも御覧かと思います。水道が復旧しても、下水道が復旧しないと「水道を使わないでください」とお願いしなければならなくなります。鎌倉でも少し前に大きな事故があり、そのようなお願いもされました。

そういう意味では大変な時代で、人口が減っていく中でどうやってこれから再構築できるようにするか、皆様の知恵を借りながらうまく進められればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、副会長の選任に移りますが、どなたか何かございますか。

特になければ、前回も副会長を務めていただいた中川委員に副会長をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

(委員から異議なしの声あり)

(中川委員了承)

(会長) ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは引き続き会議を続けます。事務局からまず報告をお願いいたします。

(事務局) まず傍聴者についてです。本審議会の会議は原則として公開となっているため、傍聴の希望がある場合には、受け入れることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声あり)

それでは本日の傍聴について報告いたします。本日傍聴希望はありませんでした。

次に、会議資料の公開についてです。審議会資料は公開することとなっておりますので、御承知おきください。以上です。

(会長) ありがとうございます。それでは次第5「諮問」について御説明をお願いいたします。

(森部長) 鎌倉市における下水道事業の運営について、次のとおり諮問いたします。

「(1) 下水道使用料の改定について」、「(2) 鎌倉市公共下水道経営

戦略の改定について」以上の２点でございます。

（会 長） それではただいまの諮問につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

特になければ、次に次第６「議題」について事務局から説明をお願いいたします。

（事 務 局） 今回、次第では、諮問の順番に従い、「（１）下水道使用料の改定について」、「（２）鎌倉市公共下水道経営戦略の改定について」とさせていただいておりますが、下水道使用料の改定は、経営戦略において、その時期や改定率などについて定めています。

また、令和２年度にいただいた経営戦略についての答申の中で、審議会から付帯意見をいただいております。

そのため、次第の順番とは逆になってしまいますが、まず「（２）鎌倉市公共下水道経営戦略の改定について」、答申の付帯意見に対するこれまでの取組や今後の取組について説明させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

（会 長） ただいま事務局から議題の順番を入れ替えて説明したいという提案がありました、いかがでしょうか。

（委員から異議なしの声あり）

（会 長） 異議ないようですので、「（２）鎌倉市公共下水道経営戦略の改定について」、事務局から説明をお願いします。

（事 務 局） 「（２）鎌倉市公共下水道経営戦略の改定について」説明させていただきます。

鎌倉市公共下水道経営戦略は、本市の下水道事業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画で、令和３年３月に策定しました。

まず、経営戦略の概略について説明します。

資料１及び参考資料の「鎌倉市公共下水道経営戦略」を、併せて御覧ください。画面には資料１と同様の内容を映しています。

資料１は１ページ、経営戦略は目次を御覧ください。

経営戦略は、「はじめに」「１．事業概要」「２．将来の事業環境」「３．経営の基本方針」「４．投資・財政計画」「５．進捗管理・検証・見直し」の各項目で構成しています。

資料１は２ページ、経営戦略は１ページを御覧ください。

「はじめに」では、３０年先を見据えて、今後１０年の下水道投資・財政のあり方を考える必要があること、及び公営企業会計に移行したこと

を踏まえ「経営戦略」を策定したことを記載しています。

資料 1 は 3 ページ、経営戦略は、4 ページを御覧ください。

「1. 事業概要」では、市の基礎データを紹介し、昭和 33 年から開始した下水道事業の経過と効果について。

資料 1 は 4 ページ、経営戦略は 30 ページに移り、下水道事業における課題を整理して記載しています。

一つ目の課題は、「施設老朽問題の深刻化」です。污水管きょ総延長約 490 キロメートルのうち、標準耐用年数 50 年を経過した割合は、10 年後には 161 キロメートルと大きく増加すると試算しています。老朽化した施設の問題としては、平成 28 年に稲村ガ崎の法面の一部が崩落し、国道 134 号の歩道が陥没した際の汚水流出事故があります。国道の歩道内には本市の下水道圧送管が埋設されていたので、道路管理者である神奈川県との協力を得て、防護対策の準備等を進めていましたが、4 月 22 日金曜日の午後 3 時頃、下水道管の繋ぎ目部分からの漏水が発生しました。応急措置として、国道 134 号の歩道上に仮設の送水管を設置して、通水を復旧しましたが、しばらくの間、送水できない下水を消毒処理した上で、海に放流する状況が続きました。このため、市では鎌倉地域のうち、約 1 万 7,000 世帯に節水のお願いをすることとなりました。

資料 1 は 5 ページを、経営戦略は 32 ページを御覧ください。

二つ目の課題は、「地震津波に対する下水道施設の脆弱性」です。鎌倉処理区は、津波の浸水により污水が長期間処理できなくなるなど、脆弱性が危惧されます。左側の写真は、令和元年 8 月に七里ガ浜で、高波により海岸沿い道路擁壁が破損し、被害を受けた圧送管の様子です。

三つ目の課題は、「頻発する集中豪雨による浸水被害リスクの拡大」です。雨水施設の整備率は約 77.6 パーセントですが、財源問題に加え、水路拡幅用地の確保が難しいことから、整備の進捗が伸び悩んでいます。右側の写真は、平成 26 年 10 月の台風 18 号の際、大船駅付近が冠水したときの写真です。

資料 1 は 6 ページを、経営戦略は 33 ページを御覧ください。

四つ目の課題は、「財源不足と人口等減少」です。大幅な投資拡大が必要となった一方、市の財政悪化等により投資を抑えざるを得ない状況となっています。また、人口減少等、本市の下水道を取り巻く環境は大きく変化しています。グラフは赤と青の棒グラフで、社会基盤施設マネジメント計画において、補修更新経費や維持管理費の平準化を図っていることが分かりますが、緑色の折れ線グラフでは、人口が減少していることが分かります。

資料 1 は 7 ページ、経営戦略は 34 ページを御覧ください。

「2. 将来の事業環境」では、人口の動態予測等から、使用水量の減少が見込まれることや、下水道終末処理場等の老朽化や津波浸水想定区域内にある施設の脆弱性などのリスクについて改めて記載しています。

資料 1 は 8 ページ、経営戦略は、37 ページを御覧ください。

「3. 経営の基本方針」では戦略的な下水道事業運営を行うため、三つの経営の基本方針を掲げています。

一つ目は、「予防保全への転換」です。破損等をする前に、危険度に応じて修繕改築を行う「予防保全型管理」を順次導入することで、事故の抑制、コストの縮減・平準化を進めます。

二つ目は、「下水道施設の脆弱性の解消」です。災害時にも下水道が機能するよう、持続型下水道幹線の整備や既存施設の耐震を進めるとともに、雨水施設の整備及び老朽度点検、修繕・改築計画の策定、実行をしていきます。

三つ目は、「経営健全化」です。持続可能な事業運営のための経費縮減や下水道使用料改定、事業を遅滞なく進めるための民間活用や業務の効率化、必要な人員配置と技術力確保を行います。

資料1は9ページ、経営戦略は38ページを御覧ください。

「4. 投資・財政計画の検討」に当たっては、30年後の鎌倉市の下水道事業の姿（長期目標）を想定し、今後10年間に行うべき事業（中間目標）に必要な投資額を含め、下水道事業の運営に必要な経費を積算して、財政見通しと併せて、試算を行っています。

資料1は10ページ、経営戦略は39ページを御覧ください。

令和3年度から令和12年度までの主な投資計画です。投資額が大きいものでは、下水道終末処理場の耐震化・改築に対して、約190億円を投資する計画となっています。

資料1は11ページ、経営戦略は40ページを御覧ください。

また、今後の戦略的事業として、自然災害の影響を受けにくい「持続型下水道幹線」の整備を紹介するとともに、現在市内に二つある処理場を、将来的に統合する「下水道終末処理場の一元化」について記載しています。

また、41ページから43ページにかけて、その他取組事業について記載しました。

資料1は12ページ、経営戦略は44ページを御覧ください。

下水道事業の財源について紹介します。

下水道事業の主な支出は、処理場の運転管理に係る動力費や下水道施設の修繕費、人件費などの「維持管理費」と建設改良費や過去の建設改良に充てるため借り入れた企業債の元金償還金、利息などの「資本費」が挙げられます。これら支出を賄う財源である主な収入は、下水道使用料や一般会計繰入金、建設改良のために借り入れる企業債が挙げられます。鎌倉市では、現在、下水道使用料で、維持管理費の全額と資本費の一部を賄っている状況です。

資料1は13ページ、経営戦略は52ページから53ページにかけて御覧ください。

先ほど説明しました「投資計画」と下水道事業の支出を賄う「財源試算」の収支ギャップを、下水道使用料の改定や投資計画の見直し等、再

検討して解消し、投資・財政計画を策定しました。

本日諮問させていただいております下水道使用料の改定については、投資・財政計画として策定した試算となります。内容について詳しく説明します。

資料 1 は 14 ページ、経営戦略は 44 ページから 46 ページにかけて御覧ください。

使用料の改定に当たっては、複数パターン検討を行った結果、市民の過度な負担感を抑えながら、赤字を解消し次期に備えることが可能となる、経営戦略 45 ページの「試算 4」を採用しました。試算 4 は、使用料改定を令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で、段階的に 3 回、3 年ごとに行うこととし、その時期を令和 5 年度、令和 8 年度、令和 11 年度としました。

まず 1 回目、令和 5 年度の改定では、総務省が示す下水道使用料の最低限の目安である、1 か月 1 立方メートル当たり 150 円とし、改定率は約 16 パーセントと試算しています。次に、今回諮問の 2 回目、令和 8 年度の改定では、平成 18 年に当審議会から答申された資本費の 50 パーセントを賄うこととし、1 回目の改定後の使用料から約 10 パーセント改定する試算となります。最後に 3 回目、令和 11 年度の改定では、適切な使用料の負担割合と考えられる資本費の 60 パーセントを賄う改定とし、2 回目の改定後の使用料から約 12 パーセントを改定する試算となります。

なお、改定に当たっては、改めて当審議会に諮問し、委員の皆様には、社会経済情勢等を踏まえて改正内容について議論をいただき、答申後に市議会の議決を経た上で、「鎌倉市下水道条例」の改定を行うこととなります。

資料 1 は 15 ページ、経営戦略は 60 ページを御覧ください。

「5. 進捗管理・検証・見直し」では、今後経営戦略を着実に実施していくため、PDCA サイクルを機能させる体制を構築することと、令和 7 年度に中間評価を行うことを記載しています。

現在市では、策定した計画に基づき、様々な施策を展開しています。今回、委員の皆様から、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、チェックにあたる評価、アクションにあたる見直し・改善に対する御助言をいただきながら、計画の改定を行って参ります。

最後に経営戦略には資料編として、関連した計画や下水道事業運営審議会での審議経過と答申、投資経緯や財政状況などを掲載しています。

以上が、経営戦略の概要です。ここまで、何か御質問はありますか。

(委員からの発言なし)

では、次に経営戦略の策定に当たり、令和 3 年 2 月に当審議会よりいただきました答申に対する本市の取組状況について説明させていただきます。

ます。

答申では、経営戦略素案に沿って下水道事業を進めていくことを要請する他、留意すべき事項として「1. 取り組むべき事業」、「2. 財源の確保」、「3. 事業の推進」について付帯意見が出されました。

資料2「答申付帯意見に対する取組」を御覧ください。画面には資料2と同様の内容を映しています。

資料では、付帯意見に対する本市のこれまでの取組及び今後の取組予定をまとめました。概要のみ順番に説明します。

初めに、「1. 取り組むべき事業」、項目は早急なリスク把握です。これまでの取組として、重要な幹線について、鎌倉市污水修繕改築計画に基づき、補修・改築工事を行う他、民間開発団地のスクリーニング調査を実施しました。今後の取組予定として、引き続き重要な幹線の補修改築工事を行うとともに、民間開発団地のスクリーニング調査の結果を踏まえた各種調査を実施し、補修改築工事を行います。

次に項目は、予防保全型の管理体制です。これまでの取組として、管きょについて、鎌倉市污水・雨水修繕改築計画に基づき、補修・改築工事に着手し、予防保全を行っています。処理場は、山崎処理場のストックマネジメント実施計画を策定し、令和5年度から中央監視設備の改築に着手し、予防保全を図っています。今後の取組予定として、各計画に基づいた補修・改築工事を実施し、予防保全型管理を続けるとともに、ウォーターPPPを見据えた維持管理体制を検討します。

次に、項目は持続型下水道幹線の整備です。これまでの取組として、持続型下水道幹線は、七里ガ浜処理場まで中継ポンプ場を不要とする自然流下方式での送水を検討していましたが、用地確保が難しいことに加え、七里ガ浜処理場の耐震性の確保ができないことが判明しました。今後の取組予定として、現在は鎌倉処理区と大船処理区を統合し、山崎処理場に処理機能を集約し、一元化する計画を進めています。

次に「2. 財源確保」項目は、下水道使用料の適正化です。これまでの取組として、使用料単価1立方メートル当たり150円を目標とした1回目の改定を令和5年4月に実施しました。今後の取組予定として、下水道審議会に諮問の上、令和8年度に資本費算入率50パーセントを目標とした2回目の改定を、令和11年度に資本費算入率60パーセントを目標とした3回目の改定を実施する予定です。

次に項目は、繰入金の方向性です。これまでの取組として、繰入金については、令和5年度まで投資・財政計画に沿った一般会計からの繰入を行っています。今後の取組予定として、総務省の繰入基準を超える繰入については、長期的に減少させていくよう努めながら、今後も当面は投資・財政計画に沿った繰入が行われるよう、庁内で調整を行います。

次に項目は、健全経営（財政収支）です。これまでの取組として、企業債の残高については、計画どおり償還を行い、年々減少を続けています。毎年度、当年度純利益を計上しており、黒字化を維持していますが、

令和５年度決算時点では、将来の投資に向けた積立金を確保できるほどの利益を計上できていません。今後の取組予定として、今後も企業債残高の縮減を行います。また、黒字化を維持し、現在の投資・財政計画に基づき、令和９年度から建設改良費積立金を積み立てます。

次に「３．事業の推進」項目は、広域化・共同化です。これまでの取組として、本市としては、山崎処理場に処理機能を集約し、一元化する計画を優先し、検討を進めることとしました。また、脱水汚泥の集約焼却の検討を進めています。今後の取組予定として、本市では地震・津波対策、老朽化対策は喫緊の課題であるため、山崎処理場に処理機能を集約し、一元化する計画の検討を行っています。

次に項目は、民間事業者の更なる活用です。これまでの取組として、下水道の予防保全管理に向けて、令和４年度から下水道管路施設等包括的民間委託を開始しました。今後の取組予定として、「国の下水道分野におけるウォーターPPP との案件形成に向けた方策検討のモデル都市」に選定されたため、国の支援を受けながら、PPP/PFI の導入について検討を行います。

次に項目は、下水道資産の活用です。これまでの取組として、武道館での中水利用、汚泥焼却灰の建設資材としての利用を行いました。また、太陽光発電設備の設置について、導入可能性の検討を開始しました。処理水の利用先については、コスト等の再計算を行いました。採算を得られる施設規模を持つ工場等は、近隣の施設には限られることなどから、導入は困難であることが分かりました。今後の取組予定として、引き続き処理水・焼却汚泥での利用や太陽光発電設備の設置検討を行う他、汚泥焼却灰の肥料化については、令和６年度に、汚泥の性状分析を実施します。また、バイオガスや汚泥燃料化、リン等の資源回収については、調査、研究をしていきます。

次に項目は、進捗管理と見直しです。これまでの取組として、経営戦略は、毎年１０月頃に下水道事業運営審議会を開催し、進捗状況を報告し、御意見を伺っています。今後の取組予定として、令和８年度の改定に向けて、中間評価を実施するなど、引き続き下水道事業運営審議会の御意見を伺っていきます。

次に項目は、市民理解の促進です。これまでの取組として、市広報紙やチラシ、パネル展示などにより、下水道の重要性や現状、費用負担などについて周知を行いました。また、処理場への理解を深めるため、小学校授業での施設見学及び親子下水道教室を実施しました。今後の取組予定として、今後も市広報紙やホームページなどを活用し、市民理解を促進します。また、引き続き小学校授業での施設見学を受け入れるとともに、親子下水道教室を開催します。

以上で説明を終わります。

（会 長） ありがとうございます。

4 年前に議論して策定された経営戦略、それから、その後の取組について御説明いただきましたが、何か御質問等、お気づきなどあればお願いいたします。

(委員) 人口減少、そして予算に限りがある中で、民間の力を取り入れてウォーターPPP/PFI 導入するというのは正しい方向ではないかと思います。

一方、下水道資産の活用について、中々単独で処理水を何かに生かしていくようなことが、コスト採算が取れず難しいという印象を受けましたが、これも産学官連携して、まずはプロジェクト規模で試みていく、といった考えはないのでしょうか。

例えば、山形県の鶴岡市では、山形大学と連携して、下水処理水で鮎の養殖を行っているとか、全国的にもいろいろな試みがなされていると思うのですが、2015 年の下水道法改正以来、下水道の汚泥を活用する方向には世の中の趨勢としても進んできていると思います。そういった点はどのようにお考えでしょうか。

(幹事) これまでも処理水を中心として試算を行わせていただきました。鎌倉の山崎というところから深沢方面に向かって、工場等があることから処理水を売ることはできないだろうかと計算しましたが、かなり水量が出ないと、上水道と勝負できないということで、まず、現実的な問題として、処理水を使ってくださる事業者が少ないということが一つ分かりました。

御紹介にありました鮎の養殖等をはじめとする新しい形での下水道資産については、まだ鎌倉では勉強を始めたという状況で、情報を各所から取り入れて集めているところです。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) その他の点については何か御質問等はございますか。

(委員) 参考資料の 54、55 ページに投資・財政計画の詳細版について、確認させていただきたいのですが、先ほど御説明いただいた中に一般会計からの繰入金については、なるべく低減させる方向でというようなお話があったかと思います。この投資・財政計画では、おそらくその他会計補助金の項目がそれに当たるかと思うのですが、基準内と基準外は多分あまり資料とかで出てきていないと思っているのですが。

(事務局) 基準内・基準外の内訳につきましては、参考資料「経営戦略」の 56 ページ、57 ページに、他会計繰入金という項目が下段にございます。ここに一般会計繰入金については、収益的収支分と資本的収支それぞれで受け入れを行っていますが、収益的収支の、うち基準内繰入金というもの

が総務省の定める繰入基準で、うち基準外繰入金というものが総務省の、いわゆる繰り出し基準で定めるもの以外の繰入額となっています。

(委員) ありがとうございます。

そうすると、まず下水道事業を健全化という観点でいくと、なるべく営業収益の使用料で負担をするというのが原則的な考え方で、一般会計からの繰り出しの、まずは基準外の方を減らしていくという目標や方向性を何かお考えになられているのかどうか。

(事務局) 現在のところは、長期的に減少させていく方向ですが、一気に基準外繰入金をなくしてしまうと、使用料改定の改定率が大幅なものになってしまうので、その辺はバランスを見ながら、基準外繰入金については長期的に減少していくよう努めていくと考えております。

(委員) 料金改定の上げ幅を見ながら、できる限りこれも減らしていく方向で進めるという方針、考え方をとられていると理解いたしました。

その上で、投資・財政計画ではなくて、今後、どのように投資をしていくかという部分の考え方ですが、たしか鎌倉市の場合ですと、社会資本整備インフラ計画という総合計画がありますので、それに基づいて行われるという中で、その計画にできるだけ沿った形でということは、もちろんそうだと思うのですが、それに沿ってしまうと、意外と料金改定の方に跳ね返るというようなことはあるのかないのか。要は計画どおりに進めようとする、料金改定の大幅な引き上げをある程度考えないと財源が賄えないという可能性があるのかどうか、その辺りの分析についていかがお考えかお知らせいただきたいと思います。

(幹事) 鎌倉の場合、一番の大きな投資としては、今後処理場の一元化・持続型下水道の整備ということが挙げられます。前回の経営戦略策定時には、まだ一元化というところまで及んでおりません。山崎と七里ガ浜という海岸付近に、処理場を二つ有しておりまして、七里ガ浜の処理場を長寿命化して限界まで使った上で、と先ほど説明させていただきましたが、七里ガ浜の処理場を使うことが難しいということが分かりまして、一元化を進めることになりました。

その時にも、投資の金額というのはかなり必要ということがございまして、経営戦略の中では積立金や基金というところまではいかなかったのですが、内部留保に当たるような金額が出ることを予定しています。それを一つ財源にしつつ、下水道使用料の改定も見つつということで、投資の準備をしていこうとまとめています。

あともう1点補足ではございますが、投資・財政計画は、先ほどスライドで説明したものは概要版となっています。これは総務省からお示しいただいています全国一般の方式が、少し難しいというところがござい

まして、前回審議会で御議論いただきまして、億単位にまとめたものが、先ほど紹介させていただいた概要版でございます。

一応詳細につきましては同じ経営戦略の中に入っておりますので、2種類あるわけではなく、概要版と詳細版を作らせていただいたという状況でございます。

(委員) ありがとうございました。

(事務局) 会議開始から1時間経過いたしますので、ここで休憩をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(委員から異議なしの声あり)

(休憩)

(会長) それでは引続き会議を続けます。

先ほどの経営戦略とその後の対応について、何か他に御質問とかありますでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。10年間の投資計画と収入見込みで計画を作っていますが、その後半分弱ぐらい経ち、投資やその後の財政など、全体の傾向がどうなっているのか。それから本編30ページにいろいろ老朽化課題が生じている話や、36ページで大きな事故も記載されていますが、基本的には補修をしていかないと事故が増えてくるかと思います。その後、何か目立った変化があるか情報があればお願いします。

(幹事) 最初の投資・財政について、お答えさせていただきます。

まず全体的な収入に関してです。下水道使用料に関しましては、令和5年に計画どおり料金改定を実施しまして、収入としても大体見込みどおりです。コロナが影響し、鎌倉市の場合には大口が少なく、小口の一般の方が非常に多いということがあり、逆に引きこもり需要ではありませんが、収入が多少増えたというところはあるのですが、現在のところは大体見込みどおりに落ち着いてきているという状況です。

また、繰入金等に関しましては、計画どおり繰り入れをしていただいておりますので、収入につきましては経営戦略で定めたとおり若干プラス側に動いているという状況です。

また、支出に関しましては、動力費をはじめとする維持管理でかなり支出が嵩んだというところはございますが、こちらにつきましても先ほどの収入との関係で若干、いわゆる維持管理の費用が増えたというところがございますが、現在のところ計画どおり進んでいます。

また、投資に関しましては、当初、経営戦略を策定したときは、七里ガ浜浄化センターを長寿命化してと考えていましたが、長寿命化ができ

ないという課題がありましたので、一元化ということで前倒ししてはいますが、計画の段階でのことですので、現状のところ投資に関しても、現状はほぼ計画どおり進んでいる状況です。

投資・財政については以上でございます。

(下水道河川課) 私の方から老朽化のお話を少しさせていただきたいと思います。

民間の力の活用というところで、今鎌倉市では、管路に関して包括民間委託というものを実施しています。令和5年3月1日から令和8年2月28日の3年間で実施しています。

その中で令和5年度に関しまして、昭和40年度以降の旧プラントのところから、鎌倉市側に移管された団地のことを定義している民間開発団地が、鎌倉市に今一応23団地、そのような団地があるような状態になっております。

その管路も総延長がおよそ9万メートル、要は90キロメートル程あり、スクリーニング調査というものを実施いたしました。スクリーニング調査の概要としては、基本的には管の中に車でテレビカメラを入れ、テレビカメラの車が走行して管の状態を確認するものなのですが、普通の詳細カメラ調査よりかなりのスピードで確認ができるというような利点があります。管の状態がどのようなになっているかというところを大方把握できるような調査でございます。

そちらの方の調査をやった結果です。簡易緊急度というものを設定しまして、その中の1、2と言われているものがおよそ2万6,000メートル、こちらの方を今度詳細調査、要は今度車のカメラが異なって両サイドを見られるような側視の内容も確認できるというものが、令和6年度実施しているような状態でございます。今9万メートルあったものに対して約3割が詳細調査をやるようなものだろうということで、実施し、調査をやっているような状態でございます。その調査結果に基づいて来年度修繕改築計画を実施し、対応をしていきたいと考えています。

少し補足ですが、先ほどのプラントといった内容の方ですが、一応昭和40年代に大規模開発造成地に伴い、集中浄化槽用の排水設備として整備された污水管きよということで、今調査が入っているような状況でございます。

以上になります。

(幹事) 処理場・ポンプ場の関係で少しお話させていただきます。

経営戦略の資料編の24、25ページを御覧ください。先ほど幹事が少し触れましたけれども、七里ガ浜浄化センターですね、この資料の上から四つ目の項目、下水道終末処理場等修繕改築工事になります。

こちらは耐震診断を令和2年度から行っておりまして、表では令和3年度からのものになっております。そこでは耐震化が図れないため、あわせて改築更新も難しいというようなことが分かりました。

この計画が少し変わったら様々なことが変わってくるということで、一番右の欄にある合計額 51 億円、こちらの部分が持続型下水道の方へ移り変わるといいますか、前倒しで実施するということで、七里ガ浜浄化センター単体で申し上げますと、補助金が具体的に入ってくるかというのはありますけれども、設備の改築工事は実施しないというような方向で、建物については一部最低限の耐震化を図っていきたいと思っております、この金額からは離れた数字になってくると考えております。

(事務局) 資料編の参考 2 経営戦略資料編の 24 ページ、25 ページになります。

(幹事) もう一度申し上げます。こちらの上から四つ目の項目になります。市下水道終末処理場等修繕改築工事の項目の七里ガ浜 T、こちら七里ガ浜浄化センターの計画なのですが、こちら耐震診断設計辺りまでは計画どおりなのですが、診断の結果、耐震化を進めていくのは少し難しいと考えております。そのような中で、この一番右の欄に合計額 51 億円入っておりますけれども、この部分の実施がなくなるということではないのですが、金額も下がってくるというような、そのようなイメージです。一方でこの表の一番下にある持続型下水道幹線再整備事業、こちらの方が少し前倒しで入ってくる可能性があるというような説明になります。

その部分が少し変わってくるという説明、先ほどざっくりと幹事が説明しましたけれども、そのような関係になっております。

(会長) そうすると、今の参考の表のところで言いますと、処理場の七里のところの令和 5 年度、6 年度が 9 億円とか 17 億円は、工事ができないということで、ほぼなくなっているという感じでしょうか。

(幹事) はい、工事は会長がおっしゃるとおりなのですが、その耐震の診断の結果に基づいてより詳細な診断を今行っておりまして、その結果に基づいて当初求められている耐震補強までもっていくことは難しいのですが、最低限建物の一部分を少しグレードを下げた一般的な耐震化を図っていききたいと今考えているところです。

(会長) そうするとその部分が下がって、下の持続型幹線の調査、設計とかが令和 9 年、10 年、11 年とかにあるわけですが、それが左に前倒しになってくる可能性を今探るという感じですね。

(幹事) 今会長からお話がありましてとおり、経営戦略は令和 3 年、4 年、5 年、6 年とほぼ 4 年経って 5 年目に突入しておりますけど、ここまではそういう意味では戦略どおりに動いてきておりますが、やはり先ほど幹事からも話がありましたが、七里ガ浜浄化センターの件ですとか、持続型というところが大きく動いてまいりますので、ここから先、今回

諮問もさせていただいておりますが、令和7年以降8年、9年、10年、この辺りは今回また計算によっては大きく変わってくる可能性というのは正直あるところでございます。

(会長) ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それでは次の議題の方、先ほど逆にしましたので、1番の方に戻って使用料の説明の方お願いいたします。

(下水道経営課) それでは、下水道使用料の改定について資料3を御覧ください。

画面にも紙資料と同様の内容を映しております。

本日は2回目の改定に向け、1回目の改定内容について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

1回目の改定に係る答申の抜粋です。本答申では、使用料単価を最低限の目安とされる1か月1立方メートル当たり平均150円としています。審議会において改定に当たり考慮した点は大きく3点です。

まず1点目として、鎌倉市の下水道使用料は使用水量が多くなるのに応じて1立方メートル単価が段階的に高くなる「逦増制従量料金」としてありますが、月に1,000立方メートルを超える大口使用者が極めて少なく、月に20立方メートルまでの小口使用者が、下水道使用者の全体の約3分の2を占めているという点。

次に2点目として、人口減少や節水型機器の普及、世帯の少人数化が今後も続くと見込まれるという点。

最後に3点目として、基本使用料相当部分において一定の料金回収を行い、受益者全体で下水道事業を支える料金体系が望ましいという点です。

これらを考慮した上で、2ページの料金表をお示しいたしました。なお、基本使用料は汚水量の有無に関わりなく賦課するもので、料金表の「8立方メートルまでの分」が基本使用料となります。一月の汚水量が0立方メートルの場合でも、基本使用料として930円を頂戴しています。

これに対して従量使用料は汚水量に応じて区分ごとの単価により算定して賦課するもので、鎌倉市の場合は8区分の単価を設定しています。

使用料賦課のイメージは、3ページのとおりです。まず基本使用料として一律930円を賦課します。その上で8立方メートルを超えた分については、区分ごとの単価により従量使用料を賦課し、基本使用料と従量使用料の合計額に消費税相当額を加えた金額が、下水道使用料となります。

4ページを御覧ください。答申の付帯意見になります。

経営戦略の付帯意見に加え、下水道事業の現況や使用料改定の必要性、下水道施設が市民生活の重要な基盤であること等について、市民理解を

深めるよう、御意見をいただいております。

また、使用水量に関わらず接続に対して一律に負担する基本使用料のあり方を検討することについても御意見をいただきました。

現在、鎌倉市の基本使用料には、8立方メートルの基本水量が含まれています。基本水量は、日常生活を送る上で最低限必要な水量を考慮するために設定するものですが、この御意見は、人々の生活様式が変化していく中で、使用水量に関わらず、接続料として基本使用料を御負担いただいた上で、実際の使用水量1立方メートルごとに従量使用料を賦課するというものです。

使用水量が少量でも接続するためには一定のコストがかかることから、建設費などの固定的経費は、広く基本使用料で負担すべきという全国的な潮流もあります。

5ページを御覧ください。答申から改定までの流れです。

令和3年10月28日、本審議会から市長に対し、「下水道使用料の改定について」の答申をいただきました。

その後、令和4年市議会6月定例会に「鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を提案、可決をいただき、令和4年7月14日に条例を公布いたしました。使用者への周知期間を経て、令和5年4月、答申でお示しいただいた料金表のと通りの使用料改定を実施しております。

改定の結果、令和2年度決算では128.76円だった使用料単価は、令和5年度決算では152.92円となり、目標としておりました150円を上回る結果となりました。

なお、鎌倉市は下水道使用料の徴収事務を神奈川県に委託しており、県のシステムを使用していることから、県企業庁とシステム変更に係る協議等が必要となります。

6ページを御覧ください。

付帯意見への対応として、市民理解を深めるために実施した内容について説明いたします。

まず、令和4年9月、下水道の日に合わせて、地下道ギャラリーでパネル等の展示を行いました。

展示内容は7ページから11ページのとおり、下水道の役割や、下水処理の仕組み、下水道の維持・修繕、下水道事業の収支、下水道使用料の推移等、下水道事業について紹介するものとなっております。

続いて12ページです。下水道使用料の値上げについて、チラシの各戸配付を行いました。お手元に実際に配付したチラシをお配りしております。チラシでは、下水道事業が使用料に支えられていることや、使用料改定の背景、具体的な改定内容についてお知らせしました。

最後に13ページ、令和5年3月号の広報かまくらです。こちらにも机上に現物をお配りしております。広報には「雨水公費・汚水私費」の費用負担の原則や、下水道事業の課題、経営の基本方針などについて掲載しま

した。

この他、ホームページや J:COM 湘南も活用し、下水道施設が市民生活を支える重要な基盤であり、適切な投資や事業運営が重要であることなどをお伝えしました。

なお、基本使用料のあり方については、2 回目の改定に向け、次回以降御審議いただきたいと考えております。以上で説明を終わります。

(会長) はい、ありがとうございます。

ただいまの使用料関係の説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(委員) すみません、御説明ありがとうございました。

2 点ほど教えていただければと思います。

まずは現行の下水道使用料の体系がいわゆる基本使用料と従量使用料といった形で、これを基本使用料という形で料金の回収率を上げていこうというような議論が前回の改定にもなされたかというように承知してございます。実際に数字的なもので、もしお手元があればでございますが、このような基本使用料の収入により回収できている経費、そのようなものを数字的に把握するようなバックデータというのは今お手元があれば教えていただければと思います。なければ次回以降勉強のために頂戴できればと思います。これはお願いの 1 点目でございます。

それから 2 点目でございます。今回私ども今日諮問をいただきました改定の議論をさせていただく上では、当然第 1 回目のときの改定でこういった形で市民の方にも丁寧に御周知をいただいて、御理解を得ながら進められてきたかというように承知はしてございますけれども、やはり市民の方にどのように御理解をいただけるのか、あるいはいただけたのかというような視点も、第 1 回目のときを少し振り返りながらこの中で議論をさせていただければと思ってございます。

その上で第 1 回目の改定のときに、例えば事前のパブリックコメント等で市民から頂戴した御意見のどのようなものが多かったか、あるいは実際になかなか統計的な把握は難しいかもしれませんが、値上げの前後等で市民の方からどのような御意見なり、御質問なりが寄せられたのかと、このようなものも少し見える化して参考までにいただければ、次回以降の議論に役に立つのではないかと思いますので、あまり精緻にいただく必要はないかと思いますけれども、全体的な傾向等につきまして、また次回以降で教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(下水道経営課) 御意見ありがとうございます。

まず 1 点目の基本使用料部分における回収割合のお話ですが、参考資料として前回の使用料改定に係る答申を綴りに入れさせていただいております。

まして、そちらの中の4ページ上段「イ 水量区分による使用量回収割合」という資料を御覧いただけますでしょうか。

こちら前回改定前の審議の際に使用した資料になりますが、現行という方を見ていただくと、令和2年度数値で31.86パーセントが基本使用料で回収している割合という形になります。こちら改定後というのが、答申のタイミングでいただいている試算の内容に基づいての改定後になりますので、次回、資料として改定後の実際の結果としてお示ししたいと考えておりますが、一、二パーセントぐらいは上がってきていると感じているところです。

また2点目、市民からの御意見という点で、最初に市民向けに情報提供したのが8月になります。前年8月から市民に向けてホームページや地下道ギャラリーの展示などで周知開始しておりますが、それ以降改定後まで含めて約310件程度問い合わせをいただいております。

こちら電話ですとか窓口にお出でいただいている内容になりますが、皆さんにお配りしたチラシや広報を御覧になって問い合わせいただいた方が大多数で、「実際私はいくらになりますか」といった内容の御質問がかなり多くを占めておりました。

また、減免制度の周知についても併せて行いましたので「私はその対象になりますか」といった御意見も多くいただいております。

中には「どういった背景で」や、「こんなに上げすぎじゃないか」という御意見もいただきましたが、「反対です」との御意見は非常に少なく、おおむね理解した上で「いくらになるのですね、分かりました」といった方が多かったように印象として受けております。

パブリックコメントについてですが、鎌倉市については料金を含む部分の条例改正についてはパブリックコメントを除外することができるという除外規定がございまして、今回条例改正に当たってのパブコメは実施してございません。

どういった御意見があったか等についても次回の2回目以降の審議会で何らかの形で皆さんにお示しできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員) はい、ありがとうございました。

(会長) 他には御質問とかございますか。

(委員) すみません。この質問は前回の改定の議論の際に伺うべきだったと思っていることです。もしかしたら幹事ではなく委員にお聞きした方が良くかもしれない内容です。例えば1年間留学するので家の水道を止めた、というような場合の扱いはどうなっていますか。

(委員) では上水道の方の御質問をいただいたので。

私どもの営業所の方にいわゆる使用休止というお届けを頂戴いたしまして、その間のメーターが回らないようにさせていただいて、料金も賦課しないというような形になります。

あるいは長きに渡るようでございますと、廃止をしていただく場合があります。例えばもうリフォームをして、そこを更地にしてしまうような場合というのは廃止になるような場合もございますけど、一定期間御使用なされない場合は、一般的に使用休止という扱いをさせていただいて、こちらの検針の際にも、要は「メーターが回っていない」ということを確認して料金等を算定させていただいております。

(委員長) そうするとこの場合、この接続料に相当する部分の下水道使用料金はどうなりますか。

(下水道経営課) 使用休止の場合ですと、一切使用料は御負担いただかない状態で、賦課していないということなので、基本使用料部分もお支払いいただけないという状態です。

使用休止にせず、ただ全く使っていないかったですという方の場合には、基本使用料部分の金額を頂戴するという形になります。

(委員長) 分かりました。留学ですとか、それから最近よく聞くことですが、国内に3か所ぐらい居場所という働き場所を持っていて、そこを行ったり来たりしながら仕事をする。そういう人たちが、増えているそうです。様々な経費を減らすために、例えば3か月ごとに区切って、水道の使用休止届を出すというようなことが、将来的には考えられるかもしれません。届けさえ出せば、今幹事がおっしゃったようなことになると理解してよろしいわけですね。

分かりました。

(会長) その他には何か御質問等ございますか。

(委員長) 市民の方の反応というところで、自分がどのぐらいになるのかとかその背景をというお問い合わせがあったということですが、一応経営戦略の方では、この10年間で3回の改定を予定しているというような形で、今回は上がって令和8年に第2回で、令和11年度に3回目の改定ということが一応明示はされておりますけれども、これを踏まえて、1回の改定が終わったので、もう終わったものだと思っておられる市民の方もいらっしゃるのかなと少し思ったので、こういった経営戦略の方を踏まえて、今後、今回も含めて3回使用料改定があるということに関するお問い合わせなど、それに関する御質問というのは何かあったのかの確認をさせていただければと思います。

(下水道経営課) ありがとうございます。3回に分けて使用料改定をすることにつ

きましては、広報の2ページを見ていただいて、背景その1「財政不足」というところの解決の方針の中に、「令和11年度までに3年ごとの見直しを行い、経営健全化を図ります」ということでお知らせさせていただいたところですが、特にこの部分について多くの意見というのはなかったと思います。

逆に今までずっと見直しをしていなかったのも、「これで定期的に見直すべきですね」といった非常に前向きな御意見をいただいた方も一部いらっしゃいました。

(委員) はい、ありがとうございます。

(幹事) ただ今の御質問補足させていただきますと、元々経営戦略についてはパブリックコメントというものを鎌倉市も行っておりまして、素案の段階では3回改定しますということだけ記載していたのですが、議会等々で市民の声ということもございまして、最終的にはこちら経営戦略の中に、各回ごとにこちら審議会の方に諮問させていただきまして、社会情勢等を踏まえながら審議をした上で、丁寧に検討していくということを盛り込んだというところはございます。以上でございます。

(会長) 他にはいかがでしょう。

ないようでしたら、先ほどの経営戦略においても、2回目の使用料改定は資本費50パーセントを賄うとしておりますけれども、今回経営戦略の改定についても諮問を同時に受けているところでございます。

7年度に改定を予定しているわけですが、改定に当たっては、戦略で策定しました投資・財政計画について、これについては再計算をいただきたいと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

(委員からの異議なしの声あり)

はい、ということであればそれでは前の戦略で策定した計画の計算については再度計算いただきたいと思いますので、これはどのぐらいかかるのでしょうか。

(事務局) 休憩を頂き、事務局の方で協議させていただいてもよろしいでしょうか。

(会長) はい。少しお待ちください。

(事務局協議中)

(会長) 良いですか、ではお願いします。

(事務局) はい、協議しましたところ、下水道事業を取り巻く社会経済情勢等は経営戦略を策定してから様々な変化が生じています。

そのため再計算には時間を要することから、11月頃をめどに結果を御報告したいのですがいかがでしょうか。

(会長) ありがとうございます。

それでは11月頃報告ということでお願いをしたいと思います。他はよろしいでしょうか。

それでは次第の7「その他」について説明をお願いしたいと思います。

(事務局) はい。今後のスケジュールにつきまして御説明させていただきます。

ただいま当審議会における審議状況についてのメモをお配りいたしました。オンライン出席の委員の方につきましては、後ほどメール等で送付させていただきます。

当審議会では、毎年度経営戦略の進捗状況を例年10月頃に行っていますので、令和6年度につきましても、第2回を10月頃に開催し、報告したいと考えております。

前にスケジュールの予定表をお示ししておりますので同時に御覧ください。

令和6年度につきましても、第2回を10月頃に開催し、報告したいと考えております。またその際、下水道による浸水対策に関する基本的な事項を定めた雨水管理総合計画の策定を進めていますので、この計画策定の令和5年度末における状況について報告したいと考えております。

また、第3回を11月頃に開催し、先ほど説明させていただきました投資・財政計画の再計算の結果について報告したいと考えています。

第4回以降につきましては、審議の進捗状況により調整させていただきますが、現在のところ第4回を1月頃、第5回を3月頃に開催したいと考えています。日程につきましては、後日改めて調整をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。ただいまの御説明について何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

そうしますと、これで全体は終わりますが、全体に何かよろしいでしょうか。

それではこれもちまして本日の鎌倉市下水道運営審議会については終了させていただきます。

皆様どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上

